四　当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示
五　表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
六　注意喚起語

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。ただし、法第二条第五項に規定する第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの及び同条第六項に規定する第二種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するものに対するこの省令による改正後の指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（以下「新省令」という。）第四条第一項及び第五条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　新省令の規定は、この省令の施行前に法第十四条第一項又は二項の規定に基づき指定化学物質等取扱事業者により譲渡又は提供された指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報については、なお従前の例による。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十四年三月農林水産省告示第四号の全部を次のとおり改正し、告示する。

財務省
経済産業省告示第四号

平成二十四年四月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　古川　元久
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ロ　円高等対策特別相談窓口

ハ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口

ニ　株式会社武富士関連特別相談窓口

ホ　平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口

ヘ　エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十五年三月三十一日までとする。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十四条の二第一項に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）が次条第九号に掲げる者に対する出資を危機対応業務として行う場合における期間については、平成二十四年度当初予算の成立の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）

四　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している食品製造事業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五　東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）

六　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

七　前二号に掲げる者に対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員から成る組合をいう。）その他これに準ずる事業体であって、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。以下同じ。）